

与監第45号
令和7年12月26日

与那原町長 照屋 勉 殿

与那原町監査委員 東 幸 司
与那原町監査委員 喜屋武 一彦
(公印省略)

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき出資団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

おきなわパワーHD株式会社（所管課：企画政策課）

2 監査の主な着眼点

- (1) 出資団体の事業が、出資の目的・計画に沿って適切に運営されているか。
- (2) 団体の会計経理等は、適正に行われているか。

3 監査の方法

出資団体の事業の執行及び事業結果、会計経理等が適正に執行されているかについて監査を行った。

監査に当たっては、事前に提出された決算報告書、固定資産台帳、総勘定元帳等の関係書類を精査し、あわせて実地検査により団体責任者や経理担当者等から聴取・質疑を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：おきなわパワーHD株式会社
- (2) 実施期間：令和7年11月28日（1日間）

5 監査の結果

おきなわパワーHD株式会社の運営及び事業全般に係る出納その他の事務が概ね出資の目的に沿って行われていると認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられた。財務状況については、別紙「監査報告書」のとおりである。軽微な事項については、監査の過程において口頭で指導を行っているので省略する。指摘事項は以下のとおりである。

令和6年度決算書と固定資産台帳において、有形固定資産合計額 910 千円の差額が生じている。この点について、おきなわパワーHD株式会社から「理由書」（令和7年12月24日付）の報告を受けたので、別紙添付する。今回の指摘を受けて修正をしているが、未だ248千円の差額が生じているため、早急に原因を解明し誤りを修正すべきである。不適切な会計処理は町民・出資団体・関係者の信頼を損ねることになり、今後このような事が起こらないように改善されたい。

事業の進捗状況が目標値に達していない理由を分析した上で改善策を検討し、目標を達成できるよう努められたい。環境省の脱炭素先行地域に選定され、多額の交付金を投入して事業を実施している責務を改めて認識し、町と連携し事業に取り組んで頂きたい。

また、所管する企画政策課には、出資団体の経営成績及び財務状況を十分に把握し、適切な指導及び監督を行うことが求められる。

※添付資料

- ・理由書（おきなわパワーHD株式会社）
- ・監査報告書